

法第29条 許可申請書類一覧表(分家)

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎申請書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印又は署名してください。
- ◎申請にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。
- ★分家に関する具体的なお相談の際は、◎印の書類をお持ちになってご相談ください。

申請書類・図面等		必須	備考	
申請書	開発行為許可申請書〔省令様式第二〕	○	宛名は「君津土木事務所長」	
	手数料	○	千葉県収入証紙を貼付	
添付書類	委任状〔任意書式(県参考様式1)〕		(手続きを第三者に委任する場合) 委任者及び担当者の氏名、押印、電話番号等を記入(委任者でない者が申請手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要)	
	建築理由書〔任意書式(県参考様式2)〕	○		
	誓約書〔任意書式(県参考様式3)〕	○	印は実印	
	印鑑登録証明書(原本)	○		
	家系図	◎	申請者、本家、本家の後継者を表示	
	線引の日前土地所有者(本家)の住民票の写し(原本)	○	⇒市民課	
	線引きの日前土地所有者(本家)の戸籍謄本及び附票(原本)	○	⇒市民課	
	申請者の戸籍謄本及び附票(原本)	◎	申請者が本家と2年以上の同居実績があること	
	固定資産課税台帳(登録証明)・名寄帳(原本)	◎	申請者と本家が市街化区域に土地等を有していないこと⇒課税課	
	農業経営の実態(原本)		(農家分家の場合) ⇒農業委員会	
	賃貸契約書の写し		(賃貸住宅に入居している場合)	
	設計説明書	(その一)〔県細則第二号様式〕	○	・「土地の現況」欄は公簿、「土地利用計画」欄は実測で記入 ・筆の一部申請がある場合は、「土地の現況」欄に「公簿〇〇㎡の一部」と表示し、比率は記入不要
		(その二)〔県細則第二号様式〕		自己居住用の場合不要 自己居住用であっても公共施設の新設等がある場合は添付
	開発行為施行同意書〔県細則第三号様式〕			(開発許可申請者氏名)欄に申請者名を記入/開発区域内はすべての権利者の同意が必要
	開発区域内の土地等の所有者等	自己所有地の場合も必要	○	印は実印/「摘要」欄に「申請地」と記入
		同意した者の印鑑登録証明書(原本)	○	
	開発区域に隣接する土地の所有者		○	「摘要」欄に「隣接地」と記入/認印でも可
	公共施設管理者同意書			
	道路・水路等占用許可書等	(道路法24条、32条等を伴う場合)		受付印のある申請書の写しでも可(占用許可後に許可書の写しを添付)⇒土木管理課
境界確定協議書		○	協議書全ての写しを添付(敷地との接道部分を赤ラインで明示)⇒土木管理課	
埋蔵文化財の確認		○	埋蔵文化財の取扱いに関する回答文⇒生涯学習課	
申請者の資力及び信用に関する書類				
住民票の写し(原本)		○		
工事施行者の能力に関する書類				
法人	法人の登記事項証明書(原本)	○		
	工事経歴書	○		
個人	住民票の写し(原本)	○		
	工事経歴書	○		
設計者の資格を証する書類(県細則第四号様式)		○	申告者は法人の代表者/18歳未満の場合は申告事項を証する書面は添付不要	
農地法第4条又は第5条許可申請の写し(農地転用を伴う場合)			農地転用許可を伴う場合は同時許可⇒農業委員会	
土地の登記事項証明書(原本)		◎	・インターネットのオンライン請求により取得したものは不可 ・線引き以前からの土地所有者の経過がわかるもの(閉鎖謄本等)	
添付図面	開発区域位置図(1/10,000以上)	○		
	開発区域区域図(1/2,500)	○	袖ヶ浦市都市計画等⇒都市整備課	
	公図の写し(原本)(1/600以上)	○	隣接地の地目・面積・所有者の住所及び氏名を記入するか、一覧表を添付	
	現況図(1/2,500以上)	○	地盤高を表示	
	土地利用計画図(1/1,000以上)	○	利用種別ごとに色分け/道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種類、道路幅員、土留めの種類及び範囲等を表示	
	開発区域求積図(1/500以上)	○		
	造成計画平面図(1/1,000以上)	○	盛土、切土を色分け	
	造成計画断面図(1/1,000以上)	○	盛土、切土を色分け/申請地と隣接地の地盤高を表示	
	排水施設計画平面図(1/500以上)	○	流量計算書を添付/排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び一次放流先の名称・経路を表示	
	給水施設計画平面図(1/500以上)	○	・給排水施設計画平面図にまとめて表示しても可 ・給水施設の位置等を表示/井戸給水の場合は吐出口の口径を表示	
	がけの断面図・平面図(1/50以上)	(該当がある場合)		がけの規制範囲(がけの上端から2H(Hはがけの高さ)、がけの下端から1.5H)を記入
	擁壁の断面図(1/50以上)	(該当がある場合)		擁壁の寸法・勾配・材料の種類、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置等を表示
	擁壁構造図	H=1m以上の場合は構造計算書添付		・構造計算書に地盤支持力の根拠を添付 ・ブロック構造図、既存擁壁等の構造図も添付(ブロック積みの前後の地盤高低差は60cm以下)
	各種構造図(1/50以上)		○	雨水浸透枡、雨水貯留槽、合併浄化槽、道路等の寸法・材料等を記入
予定建築物の平面図・立面図(1/100以上)	立面図は2面以上		敷地面積、建物用途、構造、規模(建面、延面)、建べり率、容積率、最高の高さ、室用途を表示	